

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年周南市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>